平成 24 年 9 月 11 日

各 位

東京都渋谷区南平台町 17-6
イー・キャッシュ株式会社
代表取締役　小山　静雄
（コード番号：3840 東証マザーズ）
問合せ先　取締役　泉　大五郎
電話番号 03-6823-6011（代）

訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

平成 24 年 3 月 7 日付「株主総会決議取消請求訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしております、当社元取締役の赤尾伸悟氏並びに当社元監査役の鼓昭雄氏による当社に対する平成 24 年 1 月 12 日付株主総会決議取消等請求訴訟、及び、当社株主の宮嶋淳氏による当社に対する平成 24 年 1 月 12 日付株主総会決議取消請求訴訟は、平成 24 年 9 月 11 日に東京地方裁判所より、原告らの請求をいずれも棄却するとの判決が言い渡されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

Ⅰ. 判決があった裁判所及び年月日

- 東京地方裁判所
- 平成 24 年 9 月 11 日

Ⅱ. 訴訟の内容

- 当社元取締役赤尾伸悟氏及び当社元監査役鼓昭雄氏からの請求の趣旨

1. 当社の平成 24 年 1 月 12 日開催の臨時株主総会における、下記決議をいずれも取り消す。

(1) 取締役赤尾伸悟解任の件を可決する旨の決議

(2) 監査役鼓昭雄解任の件を可決する旨の決議

2. 赤尾伸悟が、当社の取締役の地位にあることを確認する。

3. 鼓昭雄が、当社の監査役の地位にあることを確認する。

4. 訴訟費用は当社の負担とする。

- 宮嶋淳氏からの請求の趣旨

1. 当社の平成 24 年 1 月 12 日開催の臨時株主総会における、下記決議をいずれも取り消す。

(1) 中村晋一を取締役に選任する旨の決議

(2) 髙橋壮志を監査役に選任する旨の決議

(3) 取締役赤尾伸悟解任の件を可決する旨の決議

(4) 監査役鼓昭雄解任の件を可決する旨の決議

2. 訴訟費用は当社の負担とする

いずれの請求も、平成 24 年 1 月 12 日開催の臨時株主総会の招集手続には法令違反があり、株主総会決議取消事由があるとするものでありました。

Ⅲ. 判決の内容

- 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告らの負担とする。

Ⅳ. 今後の見通し

現時点では、この判決による当社業績への影響はありませんが、今後開示すべき事項が発生するなどした場合には、速やかにお知らせいたします

以 上